

指 名 停 止 情 報

竹内建設株式会社 千葉県印西市原 1 - 1 - 5

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号）別表第 2 第 3 号イ（贈賄）に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

記

1 指名停止の期間

令和 6 年 3 月 25 日 ～ 令和 6 年 6 月 25 日（3 か月）

2 指名停止の理由

竹内建設株式会社代表取締役が、刑法(昭和 24 年法律第 100 号)第 98 条に定める贈賄容疑で千葉県警に逮捕されたことが「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 3 号イ（贈賄）に該当するため。